

安来市営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領

1. 目的

入札時積算数量書活用方式は、営繕工事の請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる目的とする。

2. 用語の定義

- (1) この要領において「数量基準」とは、公共建築工事積算基準（平成 15 年 3 月 31 日付け国営計第 196 号）第 5（3）に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。
- (2) この要領において「積算数量」とは、工事費を算出するために必要となる数量について、数量基準に基づき発注者が算出した数量をいう。
- (3) この要領において「入札時積算数量書」とは、発注者が入札時において積算数量として、公共建築工事積算基準第 4 に定める「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面をいう。
- (4) この要領において「工事費内訳書」とは、「工事費内訳書の提出について」（平成 27 年 3 月 6 日付け国地契第 84 号、国官技第 279 号、国営計第 107 号）又は「工事費内訳書の提出について」（平成 27 年 3 月 6 日付け国営管第 560 号、国営計第 114 号）に基づき、第 1 回の入札において入札参加者から提出される工事費内訳書をいう。

3. 対象工事

競争入札に付する全ての営繕工事とする。

4. 対象工事である旨の明示等

- (1) 本方式の対象工事である旨の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「入札説明書等」という。）への記載により行うものとする。
 - ① 一般競争入札の場合：入札公告及び現場説明書
 - ② 指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
- (2) 上記（1）の記載は、別記 1 及び 2 の記載例によるものとする。
- (3) 本方式を適用する工事においては、契約締結後において、入札時に発注者が示した積算数量に疑義が生じたときは、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うこととなることを合意する。このため、契約書に別記 3 に掲げる事項を記載するものとする。

なお、積算数量に関する協議の結果、請負代金額を変更するときは、安来市公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 25 条に定めるところによるものとする。

5. 入札時積算数量書活用方式の実施手続

(1) 入札時積算数量書の取扱い

入札時積算数量書は、入札説明書等の添付資料として、交付し公開するものとする。

入札時積算数量書に記載された積算数量については、入札時積算数量書に基づく工事費内訳書の作成や契約締結後における工事の施工を義務付けるものではないが、積算数量に疑義が生じた場合における発注者と受注者との協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

(2) 入札時積算数量書に対する質問

入札時積算数量書は、契約約款第1条に定める設計図書に該当しないことから、入札参加者は、記載された内容について質問することはできないこととし、入札時積算数量書に別記4に掲げる事項を記載するものとする。なお、受注者は、契約締結後に積算数量に疑義が生じた場合には、積算数量に関する協議を求める能够性に留意するものとする。

(3) 工事費内訳書の取扱い

提出された工事費内訳書は、厳重に管理し、(5)②に規定する場合に該当するかどうかを確認する際に用いるものとする。

(4) 請負代金内訳書の提出

契約後に、契約約款第3条第1項に基づき請負代金内訳書の提出を求める場合、請負代金内訳書の内容は、入札時積算数量書に掲げる工事内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に対応する金額を表示するものとする。

(5) 積算数量に関する協議

- ① 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ② 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ③ 入札時積算数量書に記載された積算数量に関する協議（発注者が請求する場合を含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ④ ③の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

（附則）

この要領は、令和7年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う営繕工事に適用する。